

議案第1号

和解及び損害賠償の額の決定について

和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

- 1 事 件 名 平成28年（ワ）第804号建設工事請負代金請求事件
- 2 当 事 者 損害賠償請求者
那覇市真地341-1-101号
有限会社 大松産業 代表取締役 松田 政次
損害賠償支払者
南風原町字兼城686番地 南風原町
- 3 事件の概要 本件は、平成27年度に本町が発注した「津嘉山北土地地区画整理造成工事（26-14）」において、工事目的物（擁壁）の一部に沈下等が発生し、契約を解除した際の支払残金21,181,160円とそれに対する利息の支払いを求める訴訟である。
- 4 和解の内容 別紙のとおり
- 5 損害賠償額 5,911,040円

令和2年2月3日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

（提案理由）

上記事件について、和解し損害賠償の額を決定する必要があるため提案する。

別紙

和 解 の 内 容

那覇地方裁判所より提示された和解案に基づき、下記の内容で和解したい。

記

- 1 被告は原告に対し、本件請負契約に基づく残代金として、591万1040円の支払義務があることを認める。
- 2 被告は原告に対し、前項の金員を、2020年5月末日限り、 銀行 支店
名義の普通預金口座（口座番号 ）に振込む方法により支払う。なお、振込手数料は被告の負担とする。
- 3 原告及び被告は、原告が本件工事現場に残置した擁壁や資材等については、全てその所有権が、被告に移転したことを確認する。
- 4 原告及び被告は、原告及び被告の間には、この和解条項に定めるものの他に、本件に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

以上